

諮問番号 : 令和4年度諮問第5号(令和4年12月13日付け)

答申番号 : 令和4年度答申第4号(令和5年2月27日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和4年6月30日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

処分庁は、従前から審査請求人の保護(法による保護をいう。以下同じ。)を行っていたところ、審査請求人が令和〇年〇〇月に介護保険料2,500円を納付しなければならなくなったことから、本件処分により、介護保険料加算を行い、保護費を2,500円増額した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

- 1 〇〇円では一月の生活が成り立たない。最低100,000円は必要である。水道代3回分、電気代、電話代、新聞代、常備薬等。
- 2 夜中のこむら返り、虫刺されの薬などが買えない。
- 3 風呂に入りたいが風呂代が足りない。風呂代は約10,000円必要である。
- 4 クーラーの電気代として約10,000円必要である。
- 5 寒い時期、暑い時期は、電車や徒歩で通院することが困難であり、タクシー

で行くこともある。

- 6 スーパーの買い物に3,000円から5,000円必要である。
- 7 バンテリンが高くて買えない。
- 8 衣服を買うことができない。
- 9 うなぎの日にうなぎが食べられない。寿司も食べられない。
- 10 おいしい羊羹や果物が食べられない。
- 11 6月は夏のボーナス時期である。少しでもいいから、同じように頂きたい。
- 12 ○○市の保護費は最初から手取りで100,000円だと聞く。また、以前皆に配られた100,000円も○市では120,000円だったと聞く。
- 13 とにかく私は100,000円以上必要である。
- 14 至急支払いができるようお願いしたい。
- 15 そのほか、掃除機、補聴器、眼鏡なども必要である。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件処分は、法、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）等に基づいて適正に行われており、違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のよう審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年12月13日	諮問
令和5年 1月25日	審議（第12回第2部会）
令和5年 2月14日	審議（第13回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法令の規定等

(1) 法

ア 法第6条は、用語の定義について、次のとおり規定している。

「第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2から5まで 略 」

イ 法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

(2) 保護基準

ア 保護基準別表第1第1章1(1)〇〇第1類の表は、〇級地一〇における75歳以上の者の基準額①及び基準額②をそれぞれ〇〇円、〇〇円と定めている。なお、保護基準は、法第8条第1項に規定する「厚生労働大臣の定める基準」である。

イ 保護基準別表第1第1章1(1)〇〇第2類の表は、〇級地一〇における世帯人員が1人の場合の基準額①、基準額②及び地区別冬季加算額（V区（11月から3月まで））をそれぞれ〇〇円、〇〇円、4,630円と定めている。

ウ 保護基準別表第1第1章1(2)アは、居宅において保護を受ける場合の基

準生活費の算定について、次のとおり定めている。

「ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率の表 略

期末一時扶助費の表 略

経過的加算額（月額）の表 略 」

エ 保護基準別表第1第1章1(2)ア逓減率の表は、世帯人員が1人の場合の率①及び率②をいずれも1.0000と定めている。

オ 保護基準別表第1第1章1(2)ア経過的加算額（月額）の表○は、○級地一〇における世帯人員が1人の場合の75歳以上の者の経過的加算額（月額）を○円と定めている。

カ 保護基準別表第1第1章1(2)イは、岐阜県の第2類の表におけるI区からVI区までの区分をV区と定めている。

キ 保護基準別表第1第2章7は、介護保険料加算について、次のとおり定めている。

「7 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。」

ク 保護基準別表第3は、住宅扶助基準について、次のとおり定めている。

「別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代 等の額（月額）	補修費等住宅維持 費の額（年額）
1級地及び2級地	13,000円以内	124,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」

ケ 保護基準別表第9の2(1)は、〇〇市の級地区分を〇級地ー〇と定めている。

(3) 次官通知

次官通知第10は、保護の決定について、次のとおり定めている。なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めるこ

と。

」

(4) 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「社会局長通知」という。）第7の2(2)ケは、介護保険料加算について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「ケ 介護保険料加算

(ア) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。

(イ) 月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。 」

(5) 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」

「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「社会・援護局長通知」という。）は、保護基準別表第3の2の「厚生労働大臣が別に定める額」について、〇〇市における世帯人員が1人の場合の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を「〇〇円」と定めている。

(6) 〇〇市介護保険条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条は、普通徴収に係る介護保険料の納期限等について、次のとおり規定している。

「第〇〇条 普通徴収に係る保険料は、6月から翌年3月までの間において、賦課額の10分の1に相当する額を、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、12月にあっては、25日までに納付しなければならない。

2 及び3 略

」

2 本件処分について

(1) 保護費の算定について

審査請求人については、〇〇市内の家賃月額〇〇円の賃貸物件に居住していること、年齢が75歳以上であること、世帯人員が1人であること及び介護保険料2,500円を納付しなければならないことが認められるが、これら以外に最低生活費の算定に影響を及ぼすような事情は見当たらない。また、収入

もない。

そこで、以上を踏まえて、審査請求人の保護費を算定すると次のとおりとなる。

ア 生活扶助

(ア) 基準生活費

居宅において保護を受ける場合の基準生活費は、A、B及びCの各符号を次のとおりとして、 $A+B+C$ の算式により算定される。なお、12月の基準生活費については、さらに期末一時扶助費が加算されるが、本件処分は6月の保護費に係るものなので適用がない。

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B 経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

これを本件について見ると、審査請求人は〇〇市内の賃貸物件に居住していること、年齢が75歳以上であること、世帯人員が1人であること及び本件処分は〇〇月の保護費に係るものであることから、次の額及び率は、それぞれ示すとおりとなる。

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額② 〇〇円

逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率 1.0000

第2類の表に定める基準額② 〇〇円

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額① 〇〇円

逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率 1.0000

第2類の表に定める基準額① 〇〇円

経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額 〇〇円

第2類の表に定める地区別冬季加算額 0円

そして、これらを適用してA、B及びCを求めると、それぞれ〇〇円、〇〇円、0円となる。したがって、審査請求人の基準生活費は、次のとおり計算して〇〇円となる。

$$\begin{aligned} A + B + C &= 〇〇 + 〇〇 + 0 \\ &= 〇〇 \end{aligned}$$

(イ) 介護保険料加算

介護保険料加算は、普通徴収に係る保険料の納期において、納付すべき実費を認定するものとされているところ、審査請求人の令和〇年〇〇月の介護保険料の額は2,500円であり、納期限は同月30日である。したがって、審査請求人には2,500円の介護保険料加算が認められる。

(ウ) 小括

以上から、審査請求人の生活扶助は、次のとおり計算して〇〇円となる。

$$〇〇 + 2,500 = 〇〇$$

イ 住宅扶助

〇〇市における世帯人員が1人の場合の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は〇〇円であるところ、審査請求人は〇〇市内の家賃月額〇〇円の賃貸物件に居住している。したがって、審査請求人の住宅扶助は〇〇円となる。

ウ 保護費

以上から、審査請求人の最低生活費は、次のとおり計算して〇〇円となる。

$$〇〇 + 〇〇 = 〇〇$$

一方、審査請求人に収入はないから、結局、審査請求人の保護費は〇〇円となる。

そして、この額は、処分庁が本件処分により決定した額と同じであるから、処分庁の保護費の算定に誤りはないものと認められる。

エ なお、上記ア～ウの取扱いに係る次官通知、社会局長通知及び社会・援護局長通知の内容に不合理な点は見当たらない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 保護費の算定方法に係る主張

審査請求人は、自身が必要と考える具体的な経費を挙げて最低100,000円は必要と主張するものであるが、保護費は、被保護者（法第6条第1項に規定する被保護者をいう。）ごとの実際の必要額を積み上げて算

定するものではなく、保護基準等にしたいがい、一定の計算により算定されるものである。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

イ 6月の保護費の増額に係る主張

審査請求人は、6月が夏のボーナスの時期であることから、同月の保護費を増額するよう求めているが、保護基準等にそのような増額を行うとの定めはない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

ウ ○○市との差異に係る主張

審査請求人は、○○市を例に挙げて、○○市の保護費は最低でも手取りで100,000円はある、以前皆に配られた100,000円も○○市では120,000円だったと主張するが、○○市の保護費が手取りで100,000円を下らないことを示す証拠はない。また、皆に配られた100,000円というのは、新型コロナウイルス感染症に関連して支給された給付金と思われ、皆に配られるようなものは少なくとも保護費ではないから、審査請求人の保護費の算定の是非を判断する根拠とはならない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

エ 至急支払いができるようお願いしたいとの主張

審査請求人は、滞納している水道料金等を支払うために保護費の増額が必要であると主張しているようにも見えるが、仮にそのように解したとしても、保護基準等にそのような増額を行うとの定めはない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

オ 補足

審査請求人が言及している通院のためのタクシー代、補聴器、眼鏡などは、所定の要件、手続き等を満たせば保護費又は現物の支給が認められ得るものと考えられるが、そのためには申請が必要である。しかし、審査請求人がこれらについて申請を行った事実は認められないことから、これらに係る保護費の支給等がないとしても、本件処分が誤っていることにはならない。

(3) 小括

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈

を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

上記2（2）オに関連して、処分庁は、審査請求人に対し、通院のためのタクシー代、補聴器、眼鏡などは、所定の要件、手続き等を満たせば保護費又は現物の支給が認められることを積極的に情報提供するよう配慮されたい。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 池田紀子、委員 三谷晋